特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において初めて第一号職務に従事するとき（施行日前に当該水域において第一号相当職務に従事したことがある場合に限る。）。	3　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄
二　甲板部の職員又は部員に相当する者	1　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄
特定乗組員等（施行日前に第一号相当職務又は上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第二号職務」という。）に相当する職務（以下この条において「第二号相当職務」という。）に従事したことのある者に限る。）が、その特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。	3　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄
特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において初めて第二号職務（以下この条において「第二号職務」という。）に従事するとき（施行日前に当該水域において第一号相当職務又は第二号相当職務に従事したことがある場合に限る。）。	1　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄
三　前二号に掲げる者以外の乗組員であって輸送の安全の確保に関する業務を行う者	1　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄
特定乗組員等が、その特定小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第三号職務」という。）に従事するとき。	1　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄
特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において初めて第三号職務に従事するとき。	3　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄

2　特定小型船舶所有者が、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）のうち施行日前に特定小型船舶に相当する船舶（当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。以下この項において「特定小型相当船舶」という。）において次の表の上欄に掲げるの乗組員の職務に相当する職務に従事したことのある者（以下この項において「特定乗組員等」という。）を、同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の適用については、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当するものとみなす。

一　前項の表の上欄第一号に掲げる者	
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日（施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日が施行日前に二以上ある場合にあっては、それぞれの日）から国土交通大臣が告示で定める期間を経過したとき。	2　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過したとき。	4　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過したとき。	5　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄

二　前項の表の上欄第二号に掲げる者	
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日（施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日が二以上ある場合にあっては、それぞれの日）から施行日の前日までの間に当該特定小型相当船舶の所有者の変更があった場合において、この省令の施行後初めて当該特定小型船舶において第二号職務に従事したことがある場合を除く。）	2　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄